



広報

# いながわ

平成14年(2002年)2月1日第619号

町花  
つつじ



町木  
松



昭和46年4月1日制定

編集・発行 猪名川町役場町長公室広報広聴係

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 0727 (66) 8707 ファックス番号 0727 (67) 2255  
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス [koho@town.inagawa.hyogo.jp](mailto:koho@town.inagawa.hyogo.jp)

毎月1日・15日発行

職員にISO14001認証取得の必要性を説明する真田町長



## 今年7月認証取得

# ISO14001

## まず役場から取り組みます

環境を大切にして未来を自覚して

本町では、すばらしい自然環境を保全し、ゆとりと潤いのある環境を創造するため昨年に「猪名川町環境の保全と創造に関する条例」を制定し、また、それに基づく「環境基本計画」を策定しました。加えて、本町のシンボルとも言つべき猪名川の保全活動として住民・事業所など一体になった「清流猪名川を取り戻そう町民運動」を展開しているところであります。

このようなことから町としても自らが率先し、町行政活動における環境負荷の低減を図ることにより住民のみならずにも改めて環境について考えていただくきっかけとしてISO(アイエスオー)14001の認証取得宣言をしたこととす。

ISOを取得する理由  
省エネルギー・省資源を進め

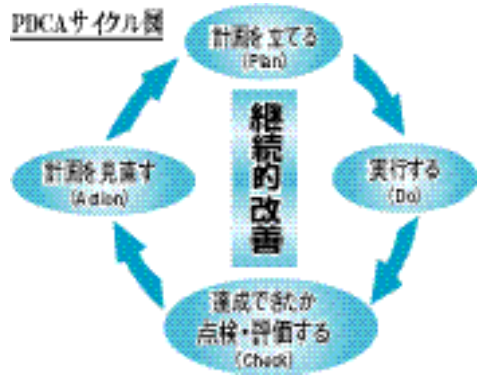
「ISO14001」とは？  
スイスのジュネーブに本部のある「国際標準化機構」のことで、国際的な取引や協力を促進するため、あらゆる分野で国際的な規格の制定を行っています。ISO14001は、「環境関連法規の遵守」のもとに、自ら「汚染の予防」を含めた環境目的・目標を定め、それを組織的に実施し、さらに、「継続的な改善」を行うしくみ(マネジメントシステム)の国際規格で庁内の内

部審査と民間の外部審査登録機関が行う厳しい審査を受け、合格しないと認証取得できません。  
また、認証取得しても毎年の定期審査、3年ごとの更新審査を受け合格しなければ、認証を返還することになります。  
この度は、本庁舎、第二庁舎、分庁舎の3施設についての取得を目指しており、今後、他の施設にも順次拡大する予定です。

継続した改善を目指します。  
これまでの行政事務でも、計画、実施、点検、見直しを行ってまいりましたが、明確ではありませんでした。それをシステム化し、すべて記録し、内部および外部監査により確実な事務処理の実現を目指します。

PDCAサイクルとは  
計画 本町の事務・事業の中で環境に影響を与えている(良い影響も悪影響も含む)活動を把握し、それを改善または推進するための目的・目標を決定する。例えば

見直し 点検の結果、システムに問題があれば最高責任者(町長)が見直す  
2月から運用開始  
PDCAの計画ができあがり、



### 今月号の主な内容

- 2面 確定申告
- 3面 町職員給与
- 4・5面 平成12年度決算
- 6面 臨時職員募集
- 7面 フォトユニース
- 8面 お知らせ

## 国民年金被保険者のみなさんへ

### 4月から国民年金の事務が変わります。

#### 納付書は国(社会保険庁)が送付します

現在、町が行っている保険料納付業務は4月から国(社会保険庁)が行うことになりました。そのため、保険料納付書は、4月分より国から送付されます。

納付書についての問い合わせは、平成14年度以降、尼崎社会保険事務所(06-6482-1631)が窓口となります。

#### 保険料の納付窓口が広がります

現在、保険料納付は市町の指定金融機関が窓口となっていますが、4月からは、全国の郵便局、銀行、農協、信

用金庫、信用組合、労働金庫、国民年金基金で、納付・口座振替ができるようになります。

#### 保険料の半額免除が始まります

現在、保険料の納付が困難な人に対する全額免除制度がありますが、4月から新たに「半額免除」がスタートします。所得が一定額以下の人で、申請により保険料の半額を免除される制度です。くわしくは町の国民年金係もしくは尼崎社会保険事務所へ、問い合わせてください。

半額免除を受けた期間分の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の3分の2として計算します。  
学生は納付特例があるので、半額免除は適用されません。  
夜間、定時制、通信制の学生も学生納付特例の対象となります。  
問い合わせは、保険課(66-8712)もしくは、尼崎社会保険事務所(06-6482-1631)へ。

#### 第3号被保険者の届出先が変わります

現在、第3号被保険者(会社員や公務員等に扶養されている配偶者)の届出は市町が窓口となっていますが、4月から、扶養者の勤め先が窓口となります。第3号被保険者の資格取得など

の際は、健康保険の被扶養者届・第3号被保険者届に年金手帳を添えて、扶養者の勤め先に提出してください。また、第3号被保険者の年金請求先は社会保険事務所となります。

問い合わせは、保険課国民年金係(66-8712)へ。

PDCAサイクルとは  
計画 本町の事務・事業の中で環境に影響を与えている(良い影響も悪影響も含む)活動を把握し、それを改善または推進するための目的・目標を決定する。例えば

PDCAの計画ができあがり、  
見直し 点検の結果、システムに問題があれば最高責任者(町長)が見直す  
2月から運用開始  
PDCAの計画ができあがり、

継続した改善を目指します。  
これまでの行政事務でも、計画、実施、点検、見直しを行ってまいりましたが、明確ではありませんでした。それをシステム化し、すべて記録し、内部および外部監査により確実な事務処理の実現を目指します。

点検 手順書に基づき、実施されているか定期的に監視・測定および記録し、実施されていない場合は、是正する。また、監視・測定のみでなく年1度の内部および外部監査により、確実にシステム運用がなされているか監視を行う  
見直し 点検の結果、システムに問題があれば最高責任者(町長)が見直す  
2月から運用開始  
PDCAの計画ができあがり、

PDCAサイクルとは  
計画 本町の事務・事業の中で環境に影響を与えている(良い影響も悪影響も含む)活動を把握し、それを改善または推進するための目的・目標を決定する。例えば

PDCAの計画ができあがり、  
見直し 点検の結果、システムに問題があれば最高責任者(町長)が見直す  
2月から運用開始  
PDCAの計画ができあがり、

継続した改善を目指します。  
これまでの行政事務でも、計画、実施、点検、見直しを行ってまいりましたが、明確ではありませんでした。それをシステム化し、すべて記録し、内部および外部監査により確実な事務処理の実現を目指します。

PDCAの計画ができあがり、  
見直し 点検の結果、システムに問題があれば最高責任者(町長)が見直す  
2月から運用開始  
PDCAの計画ができあがり、

PDCAサイクルとは  
計画 本町の事務・事業の中で環境に影響を与えている(良い影響も悪影響も含む)活動を把握し、それを改善または推進するための目的・目標を決定する。例えば

PDCAの計画ができあがり、  
見直し 点検の結果、システムに問題があれば最高責任者(町長)が見直す  
2月から運用開始  
PDCAの計画ができあがり、



# 町職員の給与などを公表します

町職員と特別職の給与・報酬などの状況と職員数についてお知らせします。これは、住民のみならず、職員の給与の実態を正しく知っていただくために公表するものです。問い合わせは、総務課(66-8708)へ。

表1 人件費の状況(平成12年度普通会計決算)

住民基本台帳	歳出(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	参考
平成13年3月31日現在 29,522人	千円 10,108,319	千円 393,742	千円 2,303,419	% 22.79	平成11年度の人件費率 20.81%

表2 職員給与費の状況(平成13年度普通会計予算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	諸手当	期末・勤奨手当	計(B)	
人 275	千円 1,068,179	千円 276,030	千円 493,644	千円 1,837,853	千円 6,683

表3 職員平均給料月額及び平均年齢の状況(平成13年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
猪名川町	円 342,814	円 410,379	歳 39.8	円 296,486	円 374,402	歳 40.3
国	329,470	383,357	40.2	290,508	326,390	48.7

表7 その他の手当(平成13年4月1日現在)

区分	内 容	金額
扶養手当	配偶者	16,000円
	扶養親族のうち2人目まで	各6,000円
	扶養親族でない配偶者がいる場合のうち1人	6,500円
	配偶者がいない場合のうち1人	11,000円
その他	各3,000円	
住居手当	借家等居住者	
	・家賃が23,000円以下	家賃 - 12,000円
	・家賃が23,000円を超えるとき	11,000円 + (家賃 - 23,000円) ÷ 2
持家に居住する世帯主である職員	3,500円	
通勤手当	交通機関利用者	
	・運賃が45,000円以下	全額支給
	・運賃が45,000円を超えるとき	45,000円 + (運賃 - 45,000円) ÷ 2 (限度額50,000円)
	自動車利用者	
・通勤距離に応じて	800円 ~ 42,000円	
*有料駐車場契約者については、3,000円を限度に支給		
自動車以外の交通用具利用者		
・通勤距離に応じて	400円 ~ 9,700円	

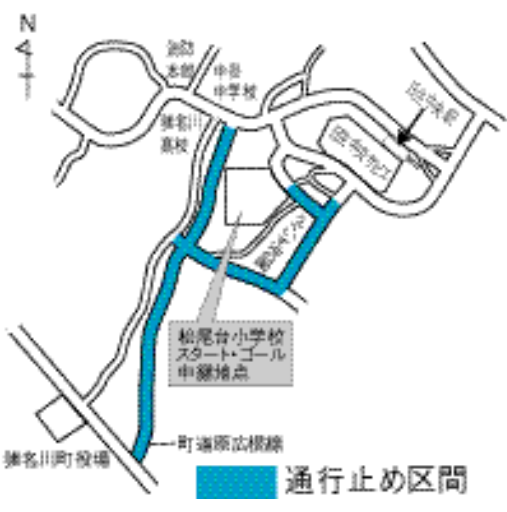
表8 特別職の報酬などの状況(平成13年4月1日現在)

区分	給料または報酬月額	期末手当	町長、助役、収入役、教育長	議員
町長	円 860,000	6月期	月分 2.05	月分 2.05
助役	710,000	12月期	2.1	2.1
収入役	650,000	3月期	0.5	0.55
教育長	640,000	計	4.65	4.7
議長	404,000	期末手当の基礎額には、役職加算(給料・報酬月額、調整手当の合計額の15%)が加えられます。教育長は、期末手当と勤奨手当に区別されています。		
副議長	327,000			
常任委員長	313,000			
議会運営委員長	313,000			
議員	300,000			

なお、議員を除く特別職の職員には、調整・通勤手当が支給されます。

## 2002猪名川町彫刻の道マラソン大会の交通規制

2月11日(祝)町道原広根線~松尾台周辺コースにおいて、猪名川町彫刻の道マラソン大会を開催します。大会コース上の安全を期すため、当日は午前9時から午後2時までの間、下図のとおり通行止めを行います。なお、通行止め区間は、規制看板を設置しています。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。問い合わせは、勤労者体育館(68-2277)へ。



町職員と特別職の給与・報酬などの状況と職員数についてお知らせします。これは、住民のみならず、職員の給与の実態を正しく知っていただくために公表するものです。問い合わせは、総務課(66-8708)へ。

職員給与の公表

職員給与は、毎月支給される給料と扶養、住居、通勤手当などの諸手当と民間のボーナスに相当する期末・勤奨手当などです。これらの給与は、国家公務員の給与決定方法などに準じ、生計費、物価、民間企業に働く人の給与および国その他の地方公共団体の職員の給与を参考に、地方自治法や地方公務員法に基づいて町職員給与と条例・規則で定められています。

人件費の状況

平成12年度の普通会計(全国一律の基準に基づく一般会計と特定の特別会計の合計)の決算で見ると、人件費の総額は、約23億円で、歳出額の22.79%を占めています。また、平成13年度の職員一人当たりの年間平均給与(予算額)は、約66万8千3百円となっています。(表2)

給与の状況

職員の給与は、給与条例に基づき給料表によって決まっています。平成13年4月1日現在の一般行政職の給与は、町長が86万、助役が71万、収入役が65万、教育長が64万、議長が40万4千、副議長が32万7千、常任委員長が31万3千、議会運営委員長が31万3千、議員が30万です。

諸手当の状況

職員に支給される諸手当は、調整、扶養、住居、通勤、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、管理職、管理職員特別勤務、期末・勤奨手当などがあります。調整手当は、物価、生計費、民間企業の賃金を参考に支給率が決められるもので、国は給料月額の12%を上限に地域や官署ごとに定めています。本町の場合は、町長など三役と一般職の職員に6%を支給しています。

特別職の報酬等

町長など三役、教育長、町議会議員など特別職の給料、報酬などは表8のとおりです。議員は表7のとおりです。

定員適正化目標

定員モデル、類似団体別職員数の状況による分析結果から、平成6年度に策定した職員定数適正化計画では、人口増や新たな行政課題による増員要因を適正かつ効果的に削減することを目指しています。

定員適正化手法の概要

行政需要に対応した組織機構の見直しと事務事業の実施主体として民間活力を活用することによる公務員数の削減を進めることと、職員能力、資質の開発・向上による業務効率の向上を進めることとを併せて実施することです。

表4 職員の初任給

区分	猪名川町	国
高校卒	円 151,800	円 141,900
短大卒	163,800	-
大学卒	181,400	174,400

表5 期末・勤奨手当の状況

区分	期末手当	勤奨手当
6月期	月分 1.45	月分 0.60
12月期	1.55	0.55
3月期	0.55	-
計	3.55	1.15

表6 退職手当の状況

区分	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	月分 21.00	月分 28.88
勤続25年	33.75	44.55
勤続30年	41.25	54.45
最高限度額	60.00	62.70

表9 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成13年4月1日現在)

区分	職員数(人)		対前年増減比(人)	主な増減理由
	平成13年度	平成12年度		
一般行政部門	議総務・企画	5	5	0
	議総務・企画	47	46	1
	議総務・企画	11	11	0
	議総務・企画	29	32	3
	議総務・企画	25	25	0
	議総務・企画	9	8	1
	議総務・企画	2	2	0
	議総務・企画	27	28	1
	議総務・企画	155	157	2
	議総務・企画	155	157	2
特別行政部門	教育防計	70	72	2
	教育防計	44	44	0
普通会計	水道	114	116	2
	水道	269	273	4
公営企業等	水道	10	9	1
	水道	7	10	3
	水道	8	4	4
	水道	25	23	2
合計	294	296	2	

表10 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

区分	平成6年度(計画年)	7年度(1年目)	8年度(2年目)	9年度(3年目)	10年度(4年目)	11年度(5年目)	12年度(6年目)	13年度(7年目)	計
一般行政部門	減員	2	0	6	2	2	3	8	23
	増員	2	4	5	5	5	4	6	31
	差引職員数	0	4	1	3	3	1	2	8
特別行政部門	減員	0	1	0	2	0	4	3	10
	増員	4	5	2	0	3	2	1	17
	差引職員数	4	4	2	2	3	2	2	7
公営企業等	減員	0	0	0	1	0	1	3	5
	増員	0	0	1	1	1	0	5	8
	差引職員数	0	0	1	0	1	1	2	3
合計	減員	2	1	6	5	2	8	14	38
	増員	6	9	8	6	9	6	12	56
	差引職員数	4	8	2	1	7	2	2	18



確定申告は自分で作成し提出してください

所得税の確定申告が始まりま
す。申告と納税の期限は、所得税に
ついては3月15日、個人事業者の
消費税は4月1日までです。

なお、給与所得者などの還付申
告の場合は、2月15日以前でも提
出できます。
また、所得税の申告をしなくて
も良い人でも、町・県民税の申告
が必要な場合がありますのでご注
意ください。

税務署では、「ご自分で申告書
などを作成の上、早期に提出して
いただく(自書申告)」を推進し
ています。
申告書を自分で作成して、郵送
で提出すれば、確定申告会場で長
時間お待ちいただくこともありま
せんので、ぜひご協力ください。

なお、所得税の申告書が新しく
なりました。税務署から確定申告
書をお送りした人は、必ずその申
告書をご使用いただくようお願い
します。
また、新しい確定申告書の様式
は、機械による読み取り対応のも
の(OCR用紙)になっています。
記入していただく際には、黒ボ
ールペンでマス目の中に、数字を
ていねいに書いてください。
申告書の控えも必ずボールペン
で記入ください。

所得税

確定申告の必要な
事業をされている人、不動産
収入がある人、土地や建物・株式
を売却した人など
平成13年分の所得の合計額から
所得控除(基礎控除、配偶者控除、
扶養控除など)の合計額を差し引

き、その金額に基づき算出した税
額が配当控除額を超える人
給与所得者(サラリーマン)
で、次のいずれかに該当する人な
ど
給与の年収が2千万円を超え
る人
給与と所得や退職所得以外の所
得金額の合計額が、20万円を超え
る人
所得税の還付申告
給与所得者で、所得税の申告義
務のない人でも、次のような場合
は、申告すれば所得税が還付され
ることがあります。
年末調整で、配偶者特別控除
や生命保険料控除などの所得控除
の申告をしなかった人
源泉徴収されたサラリーマン
で、年の途中で退職し、年末調整

これまで、町県民税・固定資
産税・都市計画税を決められた
期間内に一
町税の前納報奨金交付制度を廃止
場合、前納報奨金を交付してい
ましたが、4月1日から、制度
を廃止することになりました。
を受けていない人
退職所得がある人で、その所
得を含めて申告すると、源泉徴収
された所得税について、定率減税
(税額の20 相当額、最高25万円
が限度)の適用を受けることがで
きる人
源泉徴収されたサラリーマン
で、医療費控除、住宅借入金等特
別控除、雑損控除(災害や盗難な
どで資産に損害を受けた場合)な
どを受けられる人
主な所得控除
医療費控除
平成13年中に本人や生計を共に
する親族のために、病氣、出産、
歯の治療などで一定金額(10万円
か年間所得の5 のいずれか少な
い額)以上の医療費を負担(支払

口座振替で一括納付している
人には、納付方法を確認する往
復ハガキ
を2月下
旬に送付します。
問い合わせは、税務課(
66・8702)へ。

町・県民税は所得税と同様に前
年1年間の所得にかかる税金です。
所得税の確定申告をした人は
町・県民税の申告の必要はありま
せん。ただし、確定申告をしなかつた人や確定申告の必要のない人
でも次の場合は、町・県民税の申
告が必要です。
町・県民税の申告が必要な方
今年の1月1日現在、町内に
住んでいて平成13年中に給与所得
以外の所得があった人
平成13年中に給与所得がある
人で、勤務先から町へ給与支払報
告書が提出されていない人や公的
年金の受給者で、公的年金支払報
告書が町へ提出されていない人
町外に住んでいて、町内に事
業所や家屋敷を持っている人

贈与税
贈与税の申告期間は、2月1日
から3月15日です。
平成13年中に110万円を超え
る財産(土地、建物、現金、有価
証券、貴金属など)を個人から

町・県民税
町・県民税は所得税と同様に前
年1年間の所得にかかる税金です。
所得税の確定申告をした人は
町・県民税の申告の必要はありま
せん。ただし、確定申告をしなかつた人や確定申告の必要のない人
でも次の場合は、町・県民税の申
告が必要です。
町・県民税の申告が必要な方
今年の1月1日現在、町内に
住んでいて平成13年中に給与所得
以外の所得があった人
平成13年中に給与所得がある
人で、勤務先から町へ給与支払報
告書が提出されていない人や公的
年金の受給者で、公的年金支払報
告書が町へ提出されていない人
町外に住んでいて、町内に事
業所や家屋敷を持っている人

真田町長が訪ねた



婦人会福祉部

お弁当のメニューを打合せする福
祉部の皆さんと談笑する町長

21世紀の主役たち

町長 婦人会福祉部の皆さん、こんにちは。
皆さんは、長年一人暮らしの高齢者の方を対象
に、手づくりのお弁当を届けられておりますが、
今日は、2月22日の実施に向けて打ち合わせを
されていると聞き寄せていただきました。
会長 昭和59年から行っている事業で、希望
者を対象に10月と2月に実施しています。目的
の一つは、一人暮らしの方の安否を気遣うこと
です。今年の対象は約90件ですが、対象者は
年々増えていますね。
部長 お弁当を届ける
と皆さん大変喜んでくだ
さるので、私達もつくりがいがあります。
部長 ただ、家が見つからず、配達に困るこ
とがあります。
町長 そんな苦労もあるでしょうね。でもき
つと真心を感じておられるでしょう。
部長 心待ちにされているのを、すごく感じ
ます。お喋りするのを楽しみなよつです。
部長 お弁当を届けるようになって、その人
の平常の暮らしが気になるようになりました。

地域との密接を大切に

町長 自分達でつくったお弁当を、「お元気で
すか」と声をかけ、自ら配達することに意義が
あると思います。
部長 私達にとっても、色んな意味で良い経
験であり、やりがいのある活動です。
会長 地元で採れた旬の
野菜を使い、大きさ、硬さ、
味付けにも配慮しています。
町長 地方分権が進むと、行政に頼るだけ
なく自分達自ら取り組んでいかなければならな
い時が来ると思います。消防団や青年団、婦人
会活動が段々と減少してきていますが、いずれ
タイムスリップし、地域の活動の中で取り組ん
だ時代がよかったと思える時がくるでしょう。
皆さん方の活動が、猪名川町の発展にとって大
変なことだと思います。今後ともよろしく
お願いします。

申告指導(相談)会場のご案内

Table with 3 columns: 相談内容, とき, ところ. Includes entries for salary guides, small business tax, and business tax.

土地や建物・株式の譲渡所得のある人の申告指導(相談)会場

Table with 3 columns: 相談内容, とき, ところ. Entry for real estate transfer tax.

各会場とも、混雑した場合は、早めに受付を終了する場
合があります。
土・日曜日は、申告相談を行っておりません。
正午から午後1時までは、申告相談を行っておりません。
不動産の譲渡(2月13日~14日の譲渡所得のある人の
申告相談に来場できなかった人)および贈与税に関する申告
相談は伊丹税務署へお越しください。
日生中央サビエ2階の会場では事業所得・不動産所得の申
告相談は行っておりません。
各会場の駐車場には、限りがありますのでバス等をご利用
ください。

町・県民税

町・県民税は所得税と同様に前
年1年間の所得にかかる税金です。
所得税の確定申告をした人は
町・県民税の申告の必要はありま
せん。ただし、確定申告をしなかつた人や確定申告の必要のない人
でも次の場合は、町・県民税の申
告が必要です。
町・県民税の申告が必要な方
今年の1月1日現在、町内に
住んでいて平成13年中に給与所得
以外の所得があった人
平成13年中に給与所得がある
人で、勤務先から町へ給与支払報
告書が提出されていない人や公的
年金の受給者で、公的年金支払報
告書が町へ提出されていない人
町外に住んでいて、町内に事
業所や家屋敷を持っている人

個人事業税

個人で事業を行っている人は、
個人事業税の申告が必要です。た
りますので、伊丹税務署までお送りください。
また、納税は便利な振替納税を、還付は口座
振込をご利用ください。

贈与税

贈与税の申告期間は、2月1日
から3月15日です。
平成13年中に110万円を超え
る財産(土地、建物、現金、有価
証券、貴金属など)を個人から

消費税

個人事業者の平成13年分消費税
と地方消費税の確定申告書の提出
と納税の期限は4月1日となつて
います。
申告相談を希望される人は、平
成13年分の課税売上額・課税仕入
額などを自分で計算の上、伊丹
税務署へお越しください。

問い合わせ先
所得税・贈与税・消費税は、伊丹税務署
(伊丹市千僧1-47-3) 79-6121
事業税は、伊丹県税事務所(伊丹市千僧
1-51) 83-1231
町・県民税は、町税務課 66-8702
大阪国税局ホームページ
(http://www.osaka.nta.go.jp)をご覧ください

還付申告会場
大阪方面に勤務されて
いるみなさんへ
所得税の還付申告は、大阪市内
の勤め先からも便利な左記の申告
会場が利用できます。